

平成 31 年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（H29.10.27 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引き上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた国及び都への要望は、特別区長会独自要望に盛り込む。可能な限り具体的な内容として要望する。
※ただし、全国的な共通課題となるものについては、全国市長会要望に盛り込む。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重 要 性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具 体 性：具体性に欠けるスローガンのような要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
 - オ 緊 急 性：長期的な懸案事項ではなく、各区が直面する懸案事項

2 要望事項

- (1) 国の施策及び予算に関する要望事項 別紙 1 のとおり
- (2) 都の施策及び予算に関する要望事項 別紙 2 のとおり

3 スケジュール

平成 30 年 2 月下旬 特別区長会事務局へ要望事項の提出
6 月 特別区長会総会で要望事項の決定
7～8 月 国・都への要望活動の実施

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された9件のうち次の5件を選定し、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 28年度(30年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	地方税財源の充実強化等について	<p>法人住民税の一部国税化を早期に見直すこと。また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、確実な代替財源を確保すること。</p> <p>地方自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。</p> <p>地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向けた抜本的な再構築を図ること。</p> <p>国から地方への税源移譲に当たっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。</p> <p>国庫補助負担金制度は、国と地方の役割分担を明確にし、地方に負担転嫁しないこと。</p> <p>ふるさと納税制度は、引き続き、制度本来の趣旨に立ち返って見直しを行い、ワンストップ特例制度は、制度の見直しを行うとともに、課税自治体の事務負担を軽減すること。</p>	企画政策部 総務部	※ふるさと納税制度の見直しについて (総務部)
2	幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について	幼児教育・保育の無償化に係る財源については、全て国の負担とすること。	子ども家庭部	新規
3	子どもの貧困対策に係る国の財政措置の継続・拡充について	子どもの貧困対策のための教育支援、経済支援、保護者に対する就労支援や生活支援等に係る国の財政措置の継続・拡充をすること。	子ども家庭部	※子どもの貧困対策について (子ども家庭部)
4	障害福祉施策の充実について	<p>地域生活支援事業補助金について、本来の負担割合が守られるよう、対象経費の実支出額に見合った適正な補助金の交付を行うこと。</p> <p>障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員の報酬額増額等、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。</p>	福祉部 保健衛生部	※障害者福祉施策について (福祉部)
5	国有地の活用について	高齢者施設等の整備に当たり、用地取得に対する助成や貸付に対する負担軽減等の財政支援を講じること。	福祉部	※国有地の活用について (福祉部、子ども家庭部)

No.	件 名	概 要	所 管	【参考】 28年度（30年度要望） ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
	森林環境税（仮称）に係る国の責務と負担等について	制度の内容等を十分に自治体等へ周知・説明し、理解・納得を得るとともに、森林環境譲与税（仮称）の用途を限定しないこと。また、賦課徴収に係る経費は、国が全額負担するとともに、区市町村が個人住民税と併せて国税を徴収する当該手段を、他の国税の賦課徴収の前例としないこと。	企画政策部 総務部	新規
	生活保護制度における国の責務と負担について	生活保護制度は憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。また、生活困窮者自立支援法に基づく事業についても、国の責任のもと、着実に実施できるよう、全額国庫負担とすること。	福祉部	生活保護制度について （福祉部）
	児童相談所設置の促進について	児童相談所の施設整備や業務運営に当たっての必要な財源について、確実に措置を行うこと。	子ども家庭部	新規
	予防接種の財政措置等について	予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないように、地方交付税によらない財政措置を講じること。また、ワクチンの安定供給対策を十分に講じること。	保健衛生部	※予防接種について （保健衛生部）

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された5件を、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 28年度(30年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	子育て支援策の充実について	保育所整備に係る事業の拡充、区独自支援策に対する財政支援を行うとともに、子どもの貧困対策事業の取組を支援する財政措置や補助事業の継続・拡充を行うこと。	子ども家庭部	※子育て支援策の充実について (子ども家庭部)
2	児童相談所設置に係る財政措置と人材の確保・育成について	児童相談所設置に向け、施設整備や業務運営に当たり必要な財源措置を講じるとともに、児童福祉司や児童心理司等の確保・育成のための支援を行うこと。	子ども家庭部	※児童虐待防止対策の充実について (子ども家庭部)
3	公有地の活用について	保育所整備における更なる公有地の情報提供や土地使用料等の設定における負担軽減等、高齢者施設の整備における用地取得に対する補助制度の再開及び貸付に対する負担軽減等の財政支援を講じること。	福祉部 子ども家庭部	※公有地の活用について (福祉部) (子ども家庭部)
4	配偶者暴力防止への支援体制強化について	配偶者暴力の被害者への対応、若年層の被害防止、再犯抑止の取組が求められるため、配偶者暴力防止の体制を強化すること。	総務部	※配偶者暴力防止への支援体制強化について (総務部)
5	放置自転車等対策の推進について	自転車等駐車場の整備用地として、都が管理する道路・遊休地等の無償提供を更に進めるとともに、都が管理する道路及び都営交通機関の駅周辺等において、放置自転車、駐車する自転車等を主体的に整理し、撤去すること。 都営地下鉄等の交通事業者に対し、駅前駐輪施設の整備を指導すること。	土木部	※放置自転車等対策の推進について (土木部)